

6 小康期

<小康期>

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

<目的>

市民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

<対策の考え方>

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 情報収集

【情報収集】

- 国及び都、マスコミ報道等を通じて、国内の新型インフルエンザ等発生状況等について引き続き情報収集する。（健康福祉部・総務部）

(2) 情報提供・共有

患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を発表し、市民生活や経済活動の速やかな回復を図る。

また、第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供し、情報提供のあり方について評価し、必要な見直しを行う。

【市民への情報提供】

- 流行の第二波に備え、新型インフルエンザ等に関する情報について、随時市民に提供するとともに、感染予防策の継続等と呼び掛ける。（健康福祉部、企画部）
- 市内に居住する妊婦、乳幼児、高齢者、障害者及び外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。（健康福祉部、市民部、企画部）
- 幼稚園、保育施設、学童クラブ、学校等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供

を行う。（健康福祉部、子ども部、教育部）

【関係機関への情報提供】

- 医療機関及び関係機関等に対し、患者発生状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供し、「小康期」への移行を図る。また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備等、対策の方針を伝達し、各機関等の現状を把握する。（健康福祉部）

(3) 住民相談

都の要請を受け、状況をみながら、相談窓口の体制を縮小する。

【新型インフルエンザ等への相談体制の縮小・廃止】

- 市に設置する相談窓口は、都の動向等を踏まえ、相談件数の減少に伴い、規模の縮小・廃止について検討・実施する。（総務部、健康福祉部）
- 市の代表電話や各部においても、相談件数の減少に伴い、拡充体制の縮小・廃止を検討・実施する。（健康福祉部、各部）

(4) 感染拡大防止

【感染予防とまん延防止対策】

- 流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行に備えて、まん延防止対策の見直しを図り、必要な体制を整備する。国の対処方針の変更に基づき、必要な感染症法の防疫措置を実施する。（健康福祉部）
- 市の代表電話や各部においても、相談件数の減少に伴い、拡充体制の縮小・廃止を検討・実施する。（健康福祉部、各部）

【緊急事態解除宣言時の対応】

- 国の緊急事態解除宣言が行われた場合には、都が実施する、不要不急の外出自粛要請解除や学校等の施設使用制限解除等の情報を市民等に提供する。（各部）

(5) 予防接種

市は、第二波に備え、未接種者に対し接種を勧奨する。

【住民接種（新臨時接種）】

- 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。（健康福祉

部)

【住民接種（臨時接種）】

- 流行の第二波に備え、必要に応じ、国が決定した接種順位に従い、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時接種を進める。(健康福祉部)

(6) 医療

【情報提供等】

- 医療機関に対して、平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。(健康福祉部)
- 流行の第二波に備えた医療用資器材等の使用状況確認・準備を呼び掛ける。(健康福祉部)

【市立病院】

- 患者の減少を受けて、新型インフルエンザ等の外来診療体制の縮小・中止を行う。(市立病院)
- 第二波に備えた医療用資器材等の使用状況確認・準備を行う。(市立病院)

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

事業者、市民に、平常時の市民生活への回復を呼び掛ける。(各部)

【社会的弱者への生活支援】

- 状況に応じ、平常時の体制に移行する。(健康福祉部)

【遺体に対する適切な対応】

- 遺体収容所は、死亡者数の状況を踏まえて、順次閉鎖する。(市民部、環境共生部、まちづくり部、健康福祉部)

【対策の縮小・中止等】

- 国、都道府県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等対策を縮小・中止する。(各部)

【市役所機能の回復】

- 状況に応じ、平常時の体制に移行する。第二波に備えて BCP（事業継続計画）の検証や改定を行う。(各部)